

富士見市手数料条例改正の要旨

1 制定趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードの廃止が予定されていることから、富士見市手数料条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 別表（第2条関係）

- ・ 11の項を削除とする。
- ・ 12の項中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係） 1の項～10の項 略			別表（第2条関係） 1の項～10の項 略		
11	削除		11	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付</u>	1件につき 500円
12	<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</u>	1件につき 800円	12	<u>番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</u>	1件につき 800円
以下の項 略			以下の項 略		